

環境大臣 小泉 進次郎 様

## 大熊町の復興に関する要望書

令和元年9月17日

福島県大熊町長 渡辺 利綱

福島県大熊町議会議長 鈴木 光一

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、8年6か月が経過しました。

当町では、4月10日に避難指示解除準備区域及び居住制限区域について避難指示が解除されました。また、一昨年11月の特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定により、帰還困難区域の一部においても、避難指示解除に向け国による除染が進められております。

そして、来年春に予定されているJR常磐線の全線運行再開に合わせて、現在、帰還困難区域の一部について、避難指示区域の先行解除及び立入規制緩和に向けた準備が進められているところです。

しかし、復興に向けて大きな一歩を踏み出したものの、一方で、人口の約96%が帰還困難区域に集中しており、同区域全域の帰還環境整備・避難指示解除に向けた取り組みが引き続き大きな課題となっております。

8月5日には、与党から東日本大震災復興加速化のための第8次提言がされ、国は、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域の実情や現状分析、被災自治体の要望等を踏まえ、特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域についても、今後の政策の方向性について検討を進めることとされております。

つきましては、今般の原発事故によって深刻な被害を受け、さらには、福島復興のため中間貯蔵施設建設を苦渋の決断で受け入れた当町の復興が決して置き去りにされることのないよう、次の点について、強く要望致します。

## 1. 中間貯蔵施設に係る安全確保等について

中間貯蔵施設搬入廃棄物の輸送量増大に対し、関係省庁及び福島県と連携し、国道288号等の中間貯蔵施設への搬入ルートにおける狭隘箇所への拡幅や待避所の整備等、渋滞対策を含む道路交通及び道路環境の安全・安心の確保や周辺対策に万全を期し、沿道住民や一般の運転者等が安心できるよう輸送を安全かつ確実に実施すること。また、交通事故が起きた場合は、除去土壌等の飛散防止と徹底した回収について万全な対策を行うこと。また、中間貯蔵施設の建設・搬入・貯蔵の各段階の安全確保と、最終処分までの工程表を示すこと。

## 2. 中間貯蔵施設情報公開センターの設置について

中間貯蔵施設の除去土壌等の輸送や施設整備工事の概要、進捗状況等については、大熊町に設置された中間貯蔵工事情報センターやホームページにおいて情報が公開されている。輸送や施設完成後も、モニタリング情報の提供や中間貯蔵施設の役割と必要性等を学べる充実した情報公開センターを設置し、さらなる情報提供、風評被害払拭に努めること。

## 3. 帰還困難区域全域の除染・解体の推進について

町土全域の除染の完了が、町民の帰還、そして復興へのスタートラインであることから、特定復興再生拠点区域での復興に向けた取り組みを確実に実施するだけでなく、特定復興再生拠点区域外の区域においても、長期避難をしている町民の思いを汲み取り、国が主体となり、時間軸を示しつつ、特定復興再生拠点区域及び除染対象区域の拡大に取り組むこと。そして帰還困難区域全域を段階的に迅速な除染・解体を進め、帰還促進を図ると共に継続的なモニタリングによるフォローアップを行い、住民の安全安心の確保に努めること。

(本件事務取扱)

大熊町役場 企画調整課 課長 永井

電話:0240-23-7584

住所:福島県双葉郡大熊町大川原字南平1717